

石綿総合情報ポータルサイトへ建築物石綿含有建材調査者講習などの講習会情報を掲載いたしました

厚生労働省では、「石綿障害予防規則」が改正され、石綿に関する規制の内容をできるだけ多くの方々に周知するため、石綿障害予防に関するポータルサイトを開設しています。

アドレスは、

<http://www.ishiwata.mhlw.go.jp/>

です。

このたび、このサイトに建築物石綿含有建材調査者講習などの講習会情報を掲載いたしました

こちらをクリック



石綿総合情報ポータルサイト

石綿とは 事業者 作業従事者 一般の方 報告システム 改正ポイント 講習会情報 リンク・資料

石綿総合情報ポータルサイト

建材等に広く使用されてきた石綿(アスベスト)は、肺がんや中皮腫などの原因となります。

建築物の解体・改修・リフォームなどの工事の時に工事に従事する方が石綿を吸い込みたり、大気中に石綿が飛散するおそれがあります。

石綿による健康障害を防ぐため、適切な石綿対策を行うことが必要不可欠です。

専門家 知っておくべきこと

- ▶ 解体・改修工事の発注者
- ▶ 工事の元請業者
- ▶ 改修・リフォーム業者
- ▶ 解体業者

作業従事者 知っておくべきこと

- ▶ 改修工事、リフォーム工事、解体工事等の作業従事者

一般の方 知っておくべきこと

- ▶ リフォーム、解体工事等、工事現場の近隣に居住
- ▶ お住まいのリフォーム、解体工事を検討

石綿事前調査結果報告システム

▶ 令和4年(2022年)4月1日に施行される石綿事前調査結果の報告システムに関する情報

【報告対象となる工事】

※ 石綿の有無によらず以下のいずれかに該当する場合には報告が必須です。

- ① 解体部分の延べ床面積が80㎡以上の建築物の解体工事
- ② 解体金額が税込100万円以上の建築物の解体工事
- ③ 解体金額が税込100万円以上の特定の工作物の解体または解体工事
- ④ 総トン数が20トン以上の船舶(鋼製のものに限定)の解体又は改修工事(※令和4年(2022年)1月13日厚生労働省令第3号により追加)